

# 風水害タイムライン【台風版（台風の接近に伴う場合）】（本巣市版）

2021年5月

時間	事象	気象庁	気象台					本巣市				国	県			備考	
			土砂災害	浸水害	洪水	洪水予報河川 ※別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容			連携する機関等	周知すべき住民の行動	対応		情報
事前対策							気象台が提供する情報の種類、内容について周知・助言 土砂災害警戒メッシュ情報の確認方法について周知・助言			<input type="checkbox"/> 平時からの確認・対策 <input checked="" type="checkbox"/> 職員体制、伝達体制、水防設備、備蓄資機材、避難場所、防災行政無線等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織・消防団連携、要配慮者支援、ボランティア連携等 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域・浸水想定区域における情報伝達一覧表の作成	●	●	<input type="checkbox"/> 日頃確認しておく事項 ・周辺の危険箇所 ・避難場所、避難ルート ・家族との連絡方法				土砂災害警戒区域・浸水想定区域における情報伝達一覧表の作成により速やかな避難指示等発令への備えを構築
5日前 (~120H)	台風発生	台風情報発表 (5日先までの位置予報)							<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析・共有 <input checked="" type="checkbox"/> 気象・河川・災害情報の収集、分析、共有								
4日前 (~96H)									<input type="checkbox"/> タイムライン、風水害警戒班の確認								
3日前 (~72H)		台風情報発表 (3日先までの位置と暴風域の予報)							<input type="checkbox"/> 施設の巡視・点検 <input checked="" type="checkbox"/> 順次、所掌する関係施設の機能チェック		●						
2日前 (~48H)									<input type="checkbox"/> 浸水や土砂災害の危険性のある地域の確認 <input checked="" type="checkbox"/> ハザードマップや過去の被害実績を基に管内の被害状況を想像		●						
1.5日前 (~36H)									<input type="checkbox"/> 過去の災害教訓を共有 <input checked="" type="checkbox"/> 過去の経験や教訓を再確認		●						
1日前 (~24H)									<input type="checkbox"/> 管内の防災機関調整会議 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村の防災会議を構成する主な機関による連絡調整会議		●						
12H ~24H前									<input type="checkbox"/> 自主防災組織・消防団との調整 <input checked="" type="checkbox"/> 避難場所への避難支援など事前調整、確認 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域・浸水想定区域における情報伝達一覧表の確認		●	●		台風説明会日程調整 ・会場確保 ・関係者への通知等			土砂災害警戒区域・浸水想定区域における情報伝達一覧表の確認
激時間 ~12H前									<input type="checkbox"/> リエゾン派遣者の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 国や県にリエゾン派遣についての確認								
夜間から早朝に大雨になることが予想される									<input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 <input checked="" type="checkbox"/> ホットラインの確認(連絡先)								
大雨が始まる、降雨の強さが増す									<input type="checkbox"/> 台風説明会への参加 <input checked="" type="checkbox"/> 台風説明会に参加し、説明内容を職員間で情報共有				<input type="checkbox"/> 気象情報に気をつける		台風説明会の開催 ・体制方針案 ・知事協議、方針決定		
大雨に切り替える可能性を言及									<input type="checkbox"/> 住民への定期周知・広報 <input checked="" type="checkbox"/> 防災行政無線などを使って住民へ定期的に伝達 <input type="checkbox"/> 避難場所の確認 <input type="checkbox"/> 報道機関対応 <input checked="" type="checkbox"/> 報道対応の広報担当は、事前に定めておく		●	●	<input type="checkbox"/> 以後、テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入力 <input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検				
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 避難場所の開設準備・開設決定 <input type="checkbox"/> 状況に応じて避難場所を順次開設 <input checked="" type="checkbox"/> 状況に応じて避難場所を自主防災組織等と連携して順次開設 <input type="checkbox"/> 関係課における今後の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校の休校検討					本部連絡員会議開催 ・台風情報共有 ・体制の周知			
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 台風説明会への参加 <input checked="" type="checkbox"/> 台風説明会に参加し、説明内容を職員間で情報共有 <input type="checkbox"/> 必要に応じて自主避難の呼びかけ <input checked="" type="checkbox"/> 早期避難の促進(避難行動要支援者) <input type="checkbox"/> 関係課における今後の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校の休校決定			<input type="checkbox"/> 必要に応じて自主避難					
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 避難が必要な状況が夜間・早朝の場合となる見込みとなるため高齢者等避難の発令 <input type="checkbox"/> 避難場所の開設 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、登録メールなど)	●	●	<input type="checkbox"/> 危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) <input type="checkbox"/> 高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	【随時】 市の求めに応じた技術的助言を実施			【随時】 市町村の求めに応じた技術的助言を実施	
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 注意呼びかけ(防災行政無線・メールなど) <input type="checkbox"/> 防災気象情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 岐阜県防災情報、岐阜県川の防災情報、ぎふ土砂災害警戒ポータル、気象庁HP(土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布)などを利用)、その他気象観測情報(POTEKAなど)			<input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検 <input type="checkbox"/> 避難場所の確認		気象台とのホットラインによる情報入手 警戒準備体制移行 職員体制の検討			
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 避難が必要な状況が夜間・早朝の場合となる見込みとなるため高齢者等避難の発令 <input type="checkbox"/> 避難場所の開設 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、登録メールなど) <input type="checkbox"/> 関係課における事前準備 <input checked="" type="checkbox"/> 県からのメール配信により、気象状況等の情報収集 <input checked="" type="checkbox"/> 風水害警戒班の確認と事前準備 <input checked="" type="checkbox"/> 非常参集時に備えて、参集職員の確認	●	●	<input type="checkbox"/> 危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) <input type="checkbox"/> 高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難		避難準備情報発令時は警戒第二体制設置			
大雨が切れる									<input type="checkbox"/> 関係課における今後の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 職員体制の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 警戒すべき区域の巡視 <input checked="" type="checkbox"/> 避難場所の開設検討・準備 <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校の休校検討 <input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難場所受入体制の整備ができる要員を確保	●		<input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検 <input type="checkbox"/> 避難場所の確認		本部連絡員会議開催 ・気象情報の共有 ・体制の周知	土木事務所から市町村に対し、水防団待機水位に達したことの 情報提供		

時間	事象	気象庁	気象台				本州市						国 経典山系 砂防事務所	県			備考	
			土砂災害	浸水害	洪水	洪水予報河川 ※別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	連携する機関等			周知すべき住民の行動	対応	情報		助言
											消防・警察	地域組織						
19 12時間 程度前 ～数時間	重大な災害が起こるおそれがある		大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	洪水警報			【警戒第一体制】 □大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表された場合は、風水害警戒班が各庁舎に 参集し、気象情報の収集、住民からの通報対応、危険箇所の巡視を実施 □避難場所の開設準備 □避難場所の受入体制の整備ができる要因を確保	●	●	□避難の必要性を検討し、 避難の準備をする □危険場所に近づかない		警戒第一体制移行 ※大雨警報(土砂災害)発表の場合は、警戒第二体制移行(関係課長等による体制)					
20	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる ・洪水危険度分布が【警戒】の状態 ・水路溢水の発生 ・低地の浸水 など				危険度分布が【警戒】の状態			【警戒第二体制】 (今後の降雨等により浸水害の恐れがある場合) □災害警戒本部を設置 □高齢者等避難の発令、避難場所の開設 □高齢者等に避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、登録メールなど) □避難指示の発令ができる体制とする	●	●	□日頃と異なったことがあれば市町村などへ通報 □危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難		警戒第二体制移行(関係課長等による体制)	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	土木事務所から市町村に対し避難判断水位に達したことの情報提供	【随時】		
21	土砂災害の危険度が高まる		土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過					【警戒第二体制】 □災害警戒本部を設置 □高齢者等避難の発令、避難場所の開設 □高齢者等に避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、登録メールなど) □避難指示の発令ができる体制とする	●	●	□日頃と異なったことがあれば市町村などへ通報 □危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難		警戒第二体制移行(関係課長等による体制)		市町村に対し避難準備情報発令(土砂災害)の検討状況を確認	市町村の求めに応じた技術的助言を実施		
22	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・氾濫危険水位に到達 ・避難判断参考水位に到達(おそれ含む) ・洪水警戒危険度分布が【非常に危険】な状態 ・国管理河川の洪水の危険度分布が「氾濫危険水位超過相当(紫)」 ・護岸損傷のおそれ ・堤防漏水 ・氾濫のおそれ など		記録的短時間大雨情報 (大雨警報発表時)			【随時】 ホットライン 気象台一 総務課長  既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合など、県・市町村に対し、直接嚴重な警戒を呼びかける。		【警戒第二体制】 □災害警戒本部を設置 □必要地域に避難指示を発令 □避難場所の開設 □避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 □避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車など) □警戒すべき区域の巡視強化 □救助・避難誘導 □避難完了の確認	●	●	□危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	県災害対策本部設置 第一非常体制	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	土木事務所から市町村に対し避難判断水位に達したことの情報提供				
22					危険度分布が【非常に危険】な状態			【警戒第二体制】 □災害警戒本部を設置 □必要地域に避難指示を発令 □避難場所の開設 □避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 □避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車など) □警戒すべき区域の巡視強化 □救助・避難誘導 □避難完了の確認	○消防 【随時】 警戒本部 設置 ・岐阜市消防本部に 警戒本部 立ち上げ  職員派遣 ・市本部へ 職員派遣	●	□危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	【随時】 リエゾン派遣 ・市町村本部へ職員 派遣	避難判断参考水位到達(おそれ含む)	□氾濫危険水位について、土木事務所長から首長等へ、直接、避難指示発令(水害)の助言				
23	土砂災害発生のおそれが高まる  土砂災害の前兆現象の発生 ・山鳴り ・湧き水 ・地下水の濁り ・溪流の水量変化 など		土砂災害警戒情報				【警戒第二体制】 □災害警戒本部を設置 □必要地域に避難指示を発令 □避難場所の開設 □避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 □避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車など) □警戒すべき区域の巡視強化 □救助・避難誘導 □避難完了の確認	○警察 【随時】 リエゾン派遣 ・市本部へ 職員派遣	●	□危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	【随時】 リエゾン派遣 ・市本部へ職員派遣	土砂災害警戒情報	・土木事務所長から首長等へ、直接、避難指示発令(土砂災害)の助言 ・県事務所から受信確認  ・補足情報として、土砂災害の危険度が高いメッシュ箇所を情報提供					

時間	事象	気象庁	気象台				本州市				国	県			備考		
			土砂災害	浸水害	洪水	洪水予報河川 ※別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容		連携する機関等		周知すべき住民の行動		対応	情報
										消防・警察	地域組織						
24	記録的な大雨が出現した(数年に一度という大雨を観測)		記録的短時間大雨情報 (土砂災害警戒情報発表時)							【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を発令		●	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)				
25	土砂災害発生危険度が一層高まる		土砂災害警戒情報の基準を 実況で超過							【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を発令		●	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)				土砂災害警戒情報の補足として、実況雨量で土砂災害警戒情報の基準を超過したことを情報提供
26	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・氾濫開始相当水位に到達 ・洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合			氾濫開始相当水位到達			国管理河川の洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」			【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を発令		●	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)				
27	重大な災害が起こるおそれが著しく大きく、非常に危険な状況にある(数十年に一度の大雨が予想される)		特別警戒に準ずる情報							【非常体制】 □非常に危険な状態であることの住民への周知 □避難指示・緊急安全確保が発令の場合は発令の検討 □既に避難指示・緊急安全確保が発令されている場合は、避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済の措置内容の確認、追加措置の検討		●	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)				・全市町村にFAXで通知 ・対象市町村に電話で連絡
28	重大な災害が起こるおそれが著しく大きく、非常に危険な状況にある(数十年に一度の大雨が予想される)		大雨特別警戒 (浸水害・土砂災害)					【大雨特別警戒時】 ホットライン 気象台→総務課 市町村担当者へメール送信。状況によっては電話連絡  緊急速報メール→市民 市民に対し緊急速報メールによって大雨特別警戒の発表が送信される。		【非常体制】 □大雨特別警戒発表による住民への周知義務に基づき、命の危険から身の安全を守るよう住民に呼びかけ □避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討		●	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)				
29	・堤防決壊・溢水・越水・内水氾濫の発生 ・急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの発生 など		災害発生							【非常体制】 □必要地域に災害発生情報を発令 □必要地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □避難指示・緊急安全確保の対象地区の範囲が十分かどうかなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □警察・消防の広域派遣部隊、自衛隊、国交省の派遣要請を検討 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言を要請		●	□ただちに命を守る最善の行動をとる(周囲の状況に応じた冷静な判断)				氾濫発生

【留意事項】

- 本タイムラインの時系列について  
本タイムラインの時系列は、あくまで標準的に考えられる時系列を示したものであり、今後の災害時には、この時系列にとらわれない、臨機応変な対応が求められる場合があるので留意すること。
- 本タイムラインでの避難場所の定義について  
災害対策基本法の平成25年度改正に伴い、従来明確でなかった避難所の定義は、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所である「(指定緊急)避難場所」(屋内・屋外は問わない)と災害により住宅を失った場合等において一定期間避難生活を送る「(指定)避難所」(屋内)に区分することとなった。このため、本タイムラインでは、命を守るために避難する場所である「避難場所」で用語を統一している。
- 水位について  
基準水位の位置付けは、26年度に見直しを実施しており、本タイムラインは、見直し後となる27年度以降の基準水位と避難指示等の判断基準との位置付けとなっているので注意すること。  
なお、基準水位は、市内河川の内、根尾川(国管理区間)・糸貫川・犀川・板屋川の4河川において設定されている。
- 災害種別毎の避難行動の特徴について  
(1)洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者の避難行動は立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。(避難情報に関するガイドライン 19頁)  
(2)土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は立退き避難が基本である。土砂災害が発生、切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。ただし、土石流が想定される区域においては、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物(できれば高階層)や河川や溪流から高低差のある場所へ移動することが考えられる。また、小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域において、指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。(避難情報に関するガイドライン 20頁)
- 大雨特別警戒について  
大雨特別警戒は2017年7月から市区町村単位での発表が行われるよう運用が変更されている。自治体には周知義務があるため、市の防災行政無線によりJアラートによる情報配信を利用して、情報を伝達するよう機器を設定済み。なお発表時には気象庁から緊急速報メールにより情報伝達が行われる。
- 台風等を要因とする避難情報の発令基準についての留意事項  
台風の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予想される場合は、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予想される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。(避難情報に関するガイドライン 51頁)